

令和9年度就学予定のお子様を対象に
作成した内容です



令和8年度 岡山市の特別支援教育に関する 就学について

岡山市教育委員会事務局学校教育部
教育支援課

Chapter 3

手続きと必要書類



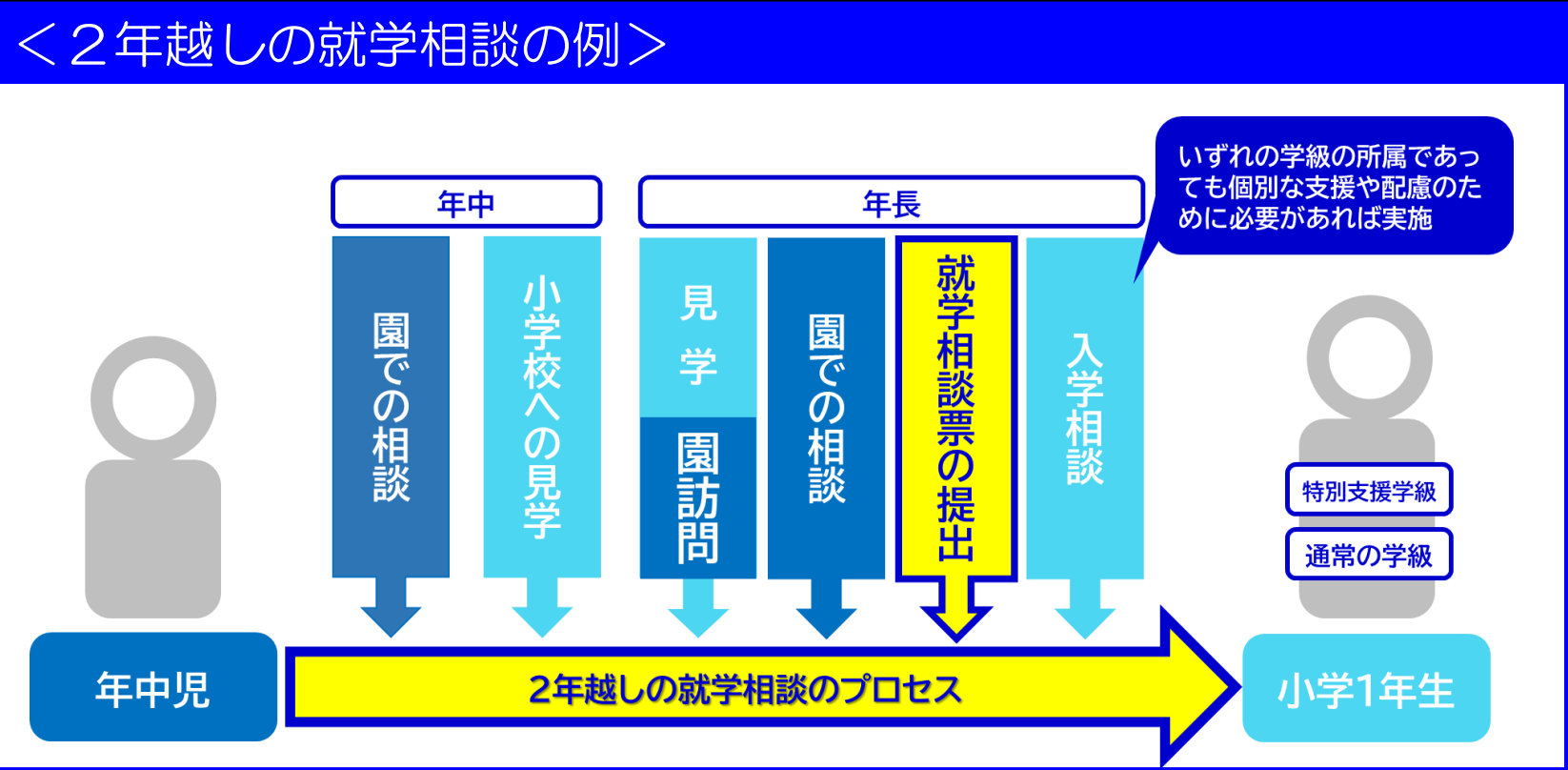
手続きと必要書類

- 1 就学相談のスケジュール
- 2 特別支援学校の手続きと必要書類
- 3 特別支援学級の手続きと必要書類
- 4 通級指導教室の手続きと必要書類
- 5 留意点



1 就学相談のスケジュール

岡山市では、就学の2年前から、「多様な学びの場」から、「個別の教育的ニーズに最も的確に答えることができる学びの場」を考えることを進める。



時期	特別支援学級	特別支援学級	通級指導教室	通常の学級
就学前年度	＊特別支援学級、普通学級に在籍している児童が在籍する特別支援学級の小学校・中学校・義務教育学校へ相談する。 ＊特別支援学級に在籍している児童が在籍する特別支援学級の小学校・中学校・義務教育学校へ相談する。			
就学前年度～4月頃	＊学校公開、オープンスクール等を実施して、就学予定の学校や通級指導教室設置等を再検討したり、教育相談を受けたりする。 ＊必要に応じて医療機関を受診したり、発達検査を受けたりする。 ＊特別支援学級、特別支援学級、通級指導教室を希望する場合は、発達検査の結果（有効期間あり）、診断書等が必要になる。			
5月ごろ	＊YouTube動画「岡山市の特別支援教育に関する就学についての資料」を視聴するなどして、岡山市の特別支援教育について、手続きや必要書類などについて確認する。 ＊就学を希望する特別支援学級で教育相談を受けたり、通級指導教室で教育相談を受けたり、通常の学級で教育相談を受けたりしての希望を伝える。 ＊希望する学校の学校に個別の特別支援教育相談を受けたり、通級の設置について教育相談を受けたりする。			
6月	＊在籍校、就学予定校（通級指導教室設置校）や医療機関等と具体的に相談を進め、就学先の希望を決定する。 ＊在籍校等が就学についての検討委員会を行う。 ＊就学予定校（通級指導教室設置校）や医療機関等と具体的に相談を進め、就学先の希望を決定する。			
7月	＊在籍校等が相談しながら、在籍校等に「就学相談票」を作成してもらう。 ＊就学予定校への希望や相談などをまとめている。			
8月	＊在籍校等を通じて「就学相談票」等の資料を提出する。 ＊就学相談票は、在籍校の校長が署名し、封入する。			
9月	＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※） ＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※）			
10月	＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※） ＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※）			
11月	＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※） ＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※）			
12月	＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※） ＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※）			
1月	＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※） ＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※）			
2月	＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※） ＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※）			
3月	＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※） ＊就学相談票の提出後、10月1日 市教委への到着締め切り（※）			

【別添資料】
「岡山市における就学相談スケジュール」も参照。

2 特別支援学校の手続きと必要書類

必要書類は障害種別で異なる。

視覚障害、聴覚障害

- 必須① 発達検査の結果（写）
- 必須② 障害の状態がわかる診断書（写）
- 必須③ 該当の障害の数値的なデータの証明ができるもの（写）

肢体不自由、病弱・身体虚弱

- 必須① 発達検査の結果（写）
 - 必須② 障害の状態がわかる診断書（写）
- 所持している場合のみ
- ・身体障害者手帳（写）
 - ・療育手帳（写）

知的障害

- 必須① 発達検査の結果（写）
- 所持している場合のみ
- ・療育手帳（写）と取得時もしくは再判定時の判定書

重要

必要書類は、保護者が準備して、
在籍校園に提出する。

発達検査の有効期間に留意する。



3 特別支援学級の手続きと必要書類

必要書類は障害種別で異なる。

弱視特別支援学級、難聴特別支援学級

- 必須① 発達検査の結果（写）
- 必須② 障害の状態がわかる診断書（写）
- 必須③ 該当の障害の数値的なデータの証明ができるもの（写）

自閉症・情緒障害特別支援学級

- 必須① 発達検査の結果（写）
- 必須② 障害の状態がわかる診断書（写）

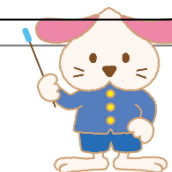
知的障害特別支援学級

- 必須① 発達検査の結果（写）
- 所持している場合のみ
- ・療育手帳（写）と取得時もしくは再判定時の判定書

重要

必要書類は、保護者が準備して、
在籍校園に提出する。

発達検査の有効期間に留意する。



4 通級指導教室の手続きと必要書類

必要書類は障害種別で異なる。

重要

必要書類は、保護者が準備して、
在籍校園に提出する。

発達検査の有効期間に留意する。

言語障害通級指導教室

○所持している場合のみ

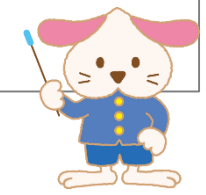
- 発達検査の結果（写）
- 障害の状態がわかる診断書（写）

情緒障害通級指導教室

- 必須①** 発達検査の結果（写）
- 必須②** 障害の状態がわかる診断書（写）

聴覚障害・視覚障害通級指導教室

- 必須①** 発達検査の結果（写）
- 必須②** 障害の状態がわかる診断書（写）
- 必須③** 該当の障害の数値的なデータの証明ができるもの（写）



5 留意点

発達検査の結果（写）について

岡山市では発達検査の有効期間を下記の通り定めている。有効期間内の物を提出する。

全IQ(FIQ)90未満の場合

【有効期間】

「5歳の誕生日以降のもの、またはおおむね1年以内のもの」

- 4月～9月生まれ → 5歳の誕生日以降の検査が有効
- 10月～3月生まれ → 10月以降の検査が有効(=おおむね1年以内)

全IQ(FIQ)90以上の場合

【有効期間】

「おおむね2年以内のもの」

就学前

就学後の
転籍

【有効期間】

「おおむね2年以内のもの」



5 留意点

- 発達検査には検査結果以外に以下の事項が記載されていることが必要。

【必要事項】 ◎検査結果（数値等）

○検査名 ○検査日 ○検査機関名 ○医師名 ○その他（検査の情報）

- 診断書に、必要事項が記載され、有効期間内の発達検査の結果の記入がある場合は、検査結果として兼ねることができるため、重複しての、発達検査の結果は提出不要。

障害の状態や病気の状態がわかる診断書（写）について

- デイサービスへの意見書、相談支援ファイル「りんくる」の検査結果を転記したページのコピー等、検査結果を転記したものは添付書類とは認められないので注意。